第93回

ロウムカフェ

社会保険労務士法人 ハーモニー／代表社員　徳永　康子 氏

Q　時間外労働の上限規制が大企業はすでに施行され、中小企業でも来年4月から施行されます。当社も時間外労働を削減する努力をしていますが、5年間も猶予されている業種があるようです。どうして猶予されるのでしょうか？

A　おっしゃるように、労働基準法改正により時間外労働の上限規制の法的根拠が出来、大企業も中小企業も時間外削減に取り組んでご苦労されていると思います。

その中で、猶予あるいは除外をされている事業や業務があります。少しずるいなぁと思われるかもしれませんが、一律に規制をかけられないのにはそれなりの深刻な理由があり、5年後にしっかりと法令遵守できるように祈る気持ちです。2024年3月31日まで猶予されます。

1日8時間週40時間の労働時間の原則は変わりませんが、時間外労働をさせる時に結ぶべき協定(36協定)の定めの中で元々次の４つの事業や業務が除外されています。

（平成10年労働省告示第154号）

①　工作物の建設等の事業
②　自動車の運転の業務
③　新技術、新商品等の研究開発の業務
④　季節的要因により事業活動若しくは業務量の変動が著しい事業若しくは業務又は公益上の必要により集中的な作業が必要とされる業務として厚生労働省労働基準局長が指定するもの

今回の法改正で猶予は①～④除外されるのは⑤です。

①　建設事業
②　自動車運転の業務
③　医師
④　鹿児島県及び沖縄県における砂糖製造業
⑤　新技術・新商品等の研究開発業務

①　は建設業を指します。建設業を行っている現場に従事する従業員だけでなく、事務職も設計士も建設業の事業所に勤務するすべての従業員に対して5年猶予されます。
特に長時間となる原因は、工期が決められている事です。特に技術者は現場終了後でないとできない作業などがあり、今後は作業効率が上がる方法を模索しています。5年の猶予後は災害の復旧事業等を除き上限規制が適用されます。

②　自動車運転の業務は、例えばタクシー運転手、バスの運転手、トラック運転手等と運転手だけを猶予します。タクシー会社の事務職等には猶予はありません。運転の業務だけです。タクシーの客待ち、トラックの荷待ち時間などが主な長時間労働の原因となります。
5年後は、特別条項付き36協定の上限が960時間となります。

③　医師は職務上の使命である「応召義務」があるため、時間外労働が生じやすく、規制するのは極めて難しい状況です。1か所勤務だけでなく、複数の病院で勤務する医師も多く、長時間労働になりやすい原因となります。
医師会でも様々な実態アンケートを取ったり、厚労省では診療報酬の増額をすることにより残業を減らせないかと模索したりしています。
猶予後の上限時間もまだ決まっていません。

④　鹿児島県及び沖縄県における砂糖製造業は猶予期間終了後はすべての上限規制が適用されます。

⑤　新技術・新商品等の研究開発業務
労働時間の上限が定められない業務です。具体的にはどこまでの範囲がこの業務に該当するのか示されていませんが、1週間当たり40時間を超えて労働した時間が月100時間を超えた労働者については医師の面接指導が罰則付きで義務づけられました。研究開発業務であっても安全配慮義務があります。

従業員の労働時間を減らすのは一朝一夕ではできません。業務改善に効果があるツールでも、新しいツールは思ったように使えないこともあります。
少しずつ目標を立てて、効果がある方法を共有し前に進みましょう。

【社会保険労務士法人　ハーモニー】
TEL　043－273－5980